

(一社)富山県建設業協会会長 殿

富 山 県 土 木 部 長

「富山県土木部 土木工事共通仕様書」等の改定について

このことについて、下記のとおり改定したので、参考までに送付します。
なお、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

1. 平成 27 年 10 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

2. 主な改定内容

(1) 富山県土木部土木工事共通仕様書 本編

- ・ 第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編、第 5 編河川編、第 6 編河川海岸編、
第 7 編砂防編、第 8 編ダム編、第 9 編道路編、第 10 編下水道編、第 11 編公園緑地編、
第 12 編港湾編

(2) 条項関連資料

1) 富山県土木工事施工管理基準

- ・ 本文
- ・ 出来形管理基準（港湾編を含まず）
- ・ 品質管理基準（港湾編を含む）

2) 富山県土木工事写真撮影要領

- ・ 本文、撮影箇所一覧表、撮影箇所一覧表（出来形管理）、撮影箇所一覧表（品質管理）

3. 閲覧方法

富山県土木部建設技術企画課ホームページの「富山県土木部で制定している共通仕様書について」
から閲覧できます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00004063-007-01.html

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)

【平成 27 年度土木工事共通仕様書の改定要旨】

主な改定の内容

(1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正との整合

- ・改正品確法第 8 条において「受注者の責務」として、適正な下請負額で契約締結すること等が追加された。

共通仕様書へ条文の追加

第 1 編第 1 章 総則 1-1-1-10 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

中略

- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

(2) 各種基準類等との整合

1) 技術基準等の改訂に伴う対応

共通仕様書は受注者に対する技術的要求事項（施工上の技術的留意点、使用材料の品質、施工管理上の規格値等）を記述している。そのため、技術基準の改訂状況及び共通仕様書との整合性について確認を行い、現行の共通仕様書（平成 27 年 4 月一部改定）の条文を改正する必要があるか検討を行った。

例 1) コンクリート標準示方書の改定に伴う修正

第 1 編第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート 1-3-6-1 一般事項

1. 適用基準

本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定めるものとする。

2. 照査

受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。

2) 土木施工管理基準等の改定

a 「出来形管理基準及び規格値」の主な改定

- 1 説明図の記載の明確化
 - ・ 3-1-7-9 固結工
- 2 測定基準の明確化
 - ・ 3-1-3-31 現場塗装工
 - ・ 3-1-3-17 根固めブロック工 等

3 その他

- ・図の修正、用語の修正（箇所→ヶ所 等）

b 「品質管理基準及び規格値」の主な改定

1 技術基準や JIS 改正に伴う対応

- ・硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験--- コンクリート標準示方書(2012年)
- ・塩化物総量規制----- //
- ・スランプ試験----- //
- ・補強土壁工「現場密度試験の測定」----- 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル(2014) 等

c 「土木工事写真撮影要領」の主な改定

- ・出来形管理基準との整合----- 3-1-7-9 固結工

(3) 共通仕様書の利便性の向上

1) 条文表現の統一

① 「箇所」「ヶ所」の使い分けについて

→場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。「個所」は使用しない。

② 語句の統一

ヵ月→ヶ月、メッキ→めっき、巻出し→まき出し、剥離→はく離 等

2) 表示方法の統一

一部半角数字、英字を全角に

例) % → % 等